

添付法令資料 1 :

韓国地方税法 (目次)

2023 年 12 月 29 日法律第 19860 号により一部改正 2024 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 取得税
 - 第 1 節 通則 (第 6 条ないし第 9 条)
 - 第 2 節 課税標準及び税率 (第 10 条ないし第 17 条)
 - 第 3 節 賦課・徴収 (第 18 条ないし第 22 条の 4)
- 第 3 章 登録免許税
 - 第 1 節 通則 (第 23 条ないし第 26 条)
 - 第 2 節 登録に対する登録免許税 (第 27 条ないし第 33 条)
 - 第 3 節 免許に対する登録免許税 (第 34 条ないし第 39 条)
- 第 4 章 レジャー税 (第 40 条ないし第 46 条)
- 第 5 章 タバコ消費税 (第 47 条ないし第 64 条)
- 第 6 章 地方消費税 (第 65 条ないし第 73 条)
- 第 7 章 住民税
 - 第 1 節 通則 (第 74 条ないし第 77 条)
 - 第 2 節 個人分 (第 78 条ないし第 79 条の 2)
 - 第 3 節 事業所分 (第 80 条ないし第 84 条)
 - 第 4 節 従業員分 (第 84 条の 2 ないし第 84 条の 7)
- 第 8 章 地方所得税
 - 第 1 節 通則 (第 85 条ないし第 90 条)
 - 第 2 節 居住者の総合所得・退職所得に対する地方所得税 (第 91 条ないし第 102 条)
 - 第 3 節 居住者の譲渡所得に対する地方所得税 (第 103 条ないし第 103 条の 9)
 - 第 4 節 非居住者の所得に対する地方所得税 (第 103 条の 10 ないし第 103 条の 12)
 - 第 5 節 個人地方所得に対する特別徴収 (第 103 条の 13 ないし第 103 条の 18)
 - 第 6 節 内国法人の各事業年度の所得に対する地方所得税 (第 103 条の 19 ないし第 103 条の 32)
 - 第 7 節 内国法人の各連結事業年度の所得に対する地方所得税 (第 103 条の 33 ないし第 103 条の 40)
 - 第 8 節 内国法人の清算所得に対する地方所得税 (第 103 条の 41 ないし第 103 条の 46)
 - 第 9 節 外国法人の各事業年度の所得に対する地方所得税 (第 103 条の 47 ないし第 103 条の 52)

- 第 10 節 同業企業に対する課税特例（第 103 条の 53 ないし第 103 条の 57）
- 第 11 節 法人課税信託財産の各事業年度の所得に対する地方所得税（第 103 条の 58）
- 第 12 節 補則（第 103 条の 59 ないし第 103 条の 65）
- 第 9 章 財産税
 - 第 1 節 通則（第 104 条ないし第 109 条）
 - 第 2 節 課税標準及び税率（第 110 条ないし第 113 条）
 - 第 3 節 賦課・徴収（第 114 条ないし第 123 条）
- 第 10 章 自動車税
 - 第 1 節 自動車所有に対する自動車税（第 124 条ないし第 134 条）
 - 第 2 節 自動車走行に対する自動車税（第 135 条ないし第 140 条）
- 第 11 章 地域資源施設税
 - 第 1 節 通則（第 141 条ないし第 145 条）
 - 第 2 節 課税標準及び税率（第 146 条）
 - 第 3 節 賦課・徴収（第 147 条及び第 148 条）
- 第 12 章 地方教育税（第 149 条ないし第 154 条）
- 附則